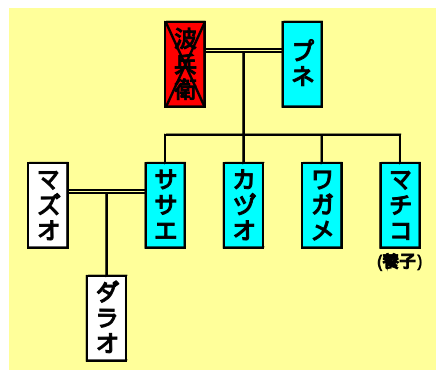


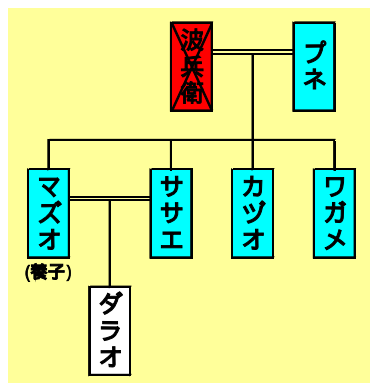
養子縁組 ～血よりも濃いもの～

今回は養子がいる場合の相続分についてのお話です。

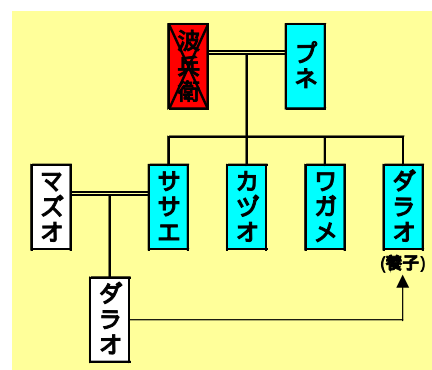
養子には普通養子と特別養子（ ）の2種類があります。



(図)



(図)



(図)

〔図〕 養子が1人いる場合

〔図〕 子供の配偶者を養子にした場合（いわゆる婿養子）

〔図〕 孫を養子にした場合（いわゆる孫養子）

養子にも実子と同じ相続分があります。

配偶者と子供がいる場合の相続分はそれぞれ 1/2 でしたね。子供が複数いる場合は、1/2 を原則頭割りします。

（配偶者が複数いる場合には・・・現在の日本の法制度ではありえません）

この場合の相続分は

| | |
|-------------|---------------------------------|
| ブネ | 1/2 |
| ササエ | $1/2 \times 1/4 = 1/8$ |
| カツオ | $1/2 \times 1/4 = 1/8$ |
| ワガメ | $1/2 \times 1/4 = 1/8$ |
| マチコ（〔図〕の場合） | } $1/2 \times 1/4 = 1/8$ となります。 |
| マズオ（〔図〕の場合） | |
| ダラオ（〔図〕の場合） | |

〔図 - 〕〔図〕でササエが死亡していた場合

この場合はダラオはササエの相続分を引継ぎますので（NO9参照）

この場合の相続分は

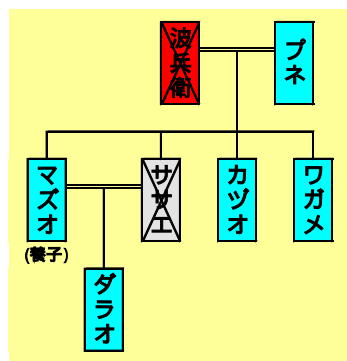
| | |
|-----|-------------------------------|
| ブネ | 1/2 |
| ダラオ | $1/2 \times 1/4 = 1/8$ |
| カツオ | $1/2 \times 1/4 = 1/8$ |
| ワガメ | $1/2 \times 1/4 = 1/8$ |
| マズオ | $1/2 \times 1/4 = 1/8$ となります。 |

〔図 - 〕〔図〕でササエとマズオが死亡していた場合

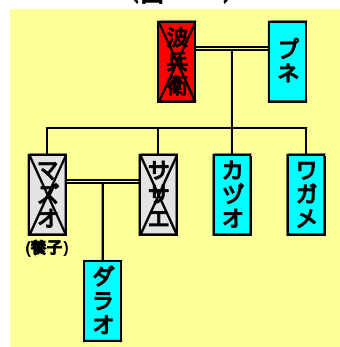
この場合にはダラオはササエとマズオの相続分をそれぞれ引継ぎます。

この場合の相続分は

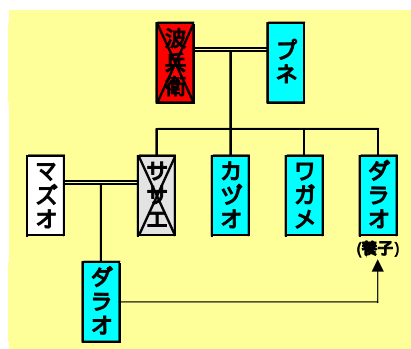
| | |
|-----|---|
| ブネ | 1/2 |
| ダラオ | $1/2 \times 1/4 + 1/2 \times 1/4 = 1/4$ |
| カツオ | $1/2 \times 1/4 = 1/8$ |
| ワガメ | $1/2 \times 1/4 = 1/8$ となります。 |



(図 -)



(図 -)



(図 -)

〔図 - 〕〔図 - 〕でササエが死亡していた場合

この場合もダラオはササエの相続分を引継ぎます。養子と代襲相続人の2つの身分を持つことになります。

この場合の相続分は

ブネ 1/2

ダラオ $1/2 \times 1/4 + 1/2 \times 1/4 = 1/4$

カツオ $1/2 \times 1/4 = 1/8$

ワガメ $1/2 \times 1/4 = 1/8$ となります。

特別養子縁組とは

特別養子縁組とは実親との親族関係が消滅する養子縁組の制度です。

実親に貧困・虐待などがあるときに子どもの福祉のため、家庭裁判所が成立させます。

ただし、実親との縁を切り、養親と実親関係に準ずる扱いになりますので、要件があります。

要件（主要部分抜粋）

子どもが6歳未満であること

養親には配偶者がいること

養親は25歳以上であること（一方が25歳以上であればよい）

夫婦共同で養子縁組をすること

特別養子縁組が成立したとしても、近親婚の防止等のために戸籍の表記は実子と全く同じにはなりません。

そういえば数年前、『養子、パパ今から田端駅で大量縁組しちゃうぞー』とネットに書き込んで逮捕された人がいましたね。少し違ったかな・・・？次回はそんな話をお送りいたします。